

## 第4章 計画の推進

### 1. 計画の推進に向けて

#### (1) 推進体制の整備

健康増進法は、第二条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを、国民の「責務」とし、第八条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

市民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む市にとっても、一人ひとりの市民にとっても重要な課題です。したがって、健康増進施策を吉野川市の重要な行政施策として位置づけ、健康よしのがわ21第2次の推進においては、市民の健康に関する各種指標を活用し、取り組みを推進していきます。

取り組みを進めるための基本は、個人の身体（健診結果）をよく見ていくことです。一人ひとりの身体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられてきているため、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではありません。一人ひとりの生活の状態や能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して、健康増進を図ることが基本になります。

市としては、その活動を支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくために、科学的な支援を積極的に進めます。

同時に、個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる、ともに生活を営む家族や、地域の習慣や特徴など、共通性の実態把握にも努めながら、地域の健康課題に対し、市民が共同して取り組みを考え合うことによって、個々の気づきが深まり、健康実現に向かう地域づくりができる地域活動をめざします。

#### (2) 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取り組みを進めるにあたっては、事業の効率的な実施を図る観点から、健康増進法第六条で規定された健康増進事業実施者との連携が必要です。

吉野川市における健康増進事業実施は、様々な部署にわたるため、庁内関係各課との連携を図ります。また、市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を支援していくために、医師会や歯科医師会、健康づくり推進協議会の構成団体等と十分に連携を図りながら、関係機関、関係団体、行政等が協働して進めていきます。

### 2. 計画の評価と確認

本計画の推進にあたり、計画の適切な進行管理を進めるため、庁内関係各課を中心として具体的な取り組みの進捗状況の把握に努めるとともに、「健康づくり推進協議会」において評価を行います。

## 健康よしのがわ 21 第 2 次

発行日 平成 30 年 3 月  
編 集 吉野川市 健康福祉部 健康推進課  
〒776-8611  
吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1  
TEL 0883-22-2268  
FAX 0883-22-2245